「はびきの埴生学園」小規模特認校

羽曳野市では、特色ある教育を実施している「はびきの埴生学園」(義務教育学校)について、同校校区の児童・生徒だけでなく、他の校区の児童・生徒にも一定の条件を設定して、入学・転学を認める「小規模特認校制度」を実施しています。

◆就学できる条件◆

- (1) 令和 3 年度 新 1 年生および新 7 年生 (中学校 1 年生に相当)
- (2) 羽曳野市内に居住していること
- (3) はびきの埴生学園の教育活動を理解・賛同し、協力すること
- (4) 保護者の責任と負担において児童・生徒を通学させることが可能なこと
- (5) 原則として卒業までの間、通学すること
- (6) 入学は原則として 4月1日 (毎年)

◆就学手続き◆

就学指定校の変更申請書を学校教育課に提出 (締切 12月 18日金)

- ※申請書は学校教育課の窓口で配布
- ※定員により、希望者多数の場合はご希望に沿えない場合があります。



問合せ

学校教育課 ☎072-947-3907(直通)

令和3年度就学予定児童の就学時健康診断

令和3年4月から小学校(義務教育学校前期課程を含む)に入学されるお子さん(平成26年4月2日~平成27年4月1日生まれ)を対象に、就学時健康診断を行います。就学時健康診断の通知書は10月中頃までに発送しますので、届かないときは学校教育課までご連絡ください。健康診断の日程は広報はびきの11月号にて掲載予定です。



問合せ

学校教育課 2072-947-3907(直通)

10月は「児童手当」の支給月

児童の年齢・支給月額(所得制限額未満)

- ① 0 歳~3 歳未満(誕生日月まで) 15,000円
- ②3歳~小学校修了前(第1子·第2子) 10.000円
- ③ 3 歳~小学校修了前(第 3 子以降) 15,000 円
- ④中学生(一律) 10,000円

児童の年齢 (上記①~④)・支給月額 (所得制限額以上)

児童 1 人あたり 5,000 円

10月12日 同に、受給資格者の指定口座に児童手当(令和2年6月~9月分)を振り込みます。

※出生順位の数え方は、18歳に達した日以降の最初の3月31日までのお子さんのうち最年長の子から「第1子」として数えます。



問合せ